「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の見直しについて

平成 30 年 11 月 9 日 全国知事会危機管理·防災特別委員会

7月の全国知事会議において提案のあった、「広域災害時の全国知事会の対応に係る課題提起について」を踏まえ、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」 について、主に下記の見直しを行う。

### 1. 緊急広域災害対策本部の体制の整備

### (1)設置基準の明確化

現在の協定上、緊急広域災害対策本部は、第6条において「広域応援に係る事務を 迅速かつ的確に実施するため」に設置することとしており、その設置基準は明確でな いことから、「複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時」 に、設置するものとする。

## (2) 副本部長の設置

緊急広域災害対策本部の本部長に事故等があった場合の代理については、現協定上は規定がないことから、副本部長を新たに設置し、副本部長には危機管理・防災特別委員会委員長をもって充てるとともに、本部長に事故等があった場合の事務を代行するものとする。

### 2. 災害対策都道府県現地連絡本部の設置

#### (1) 現状

平成 28 年熊本地震や、平成 30 年 7 月豪雨などに際しては、全国知事会事務局職員を現地に派遣し、「全国知事会現地連絡本部」を立ち上げているが、現協定上は規定がない。また、総務省において本年度より運用されている、「被災市区町村応援職員確保システム」においては、被災市区町村への職員の派遣について、対口支援団体の決定等を行う「現地調整会議」が被災地において設置されており、全国知事会事務局もその一員として位置づけられている。

### (2) 現地連絡本部の設置

以上を踏まえ、災害対策都道府県連絡本部の下に、「災害対策都道府県現地連絡本部」を設置する。併せて、被災市区町村応援職員確保システムに基づく現地調整会議への参加など、被災県や国・ブロック幹事県・関係団体等との連絡調整を、その役割として規定する。

## (3)情報収集要員(リエゾン)の派遣

- ①広域応援協定の実施細目第 3 条において、「通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。」とされている。
- ②一方で、近年の大規模災害時には、通信の途絶等が生じていなくとも、被災地での情報収集は必須であり、職員を派遣することが通例となっていることから、協定上これを規定する。
- ③また、派遣する職員については、全国知事会事務局職員を基本とするが、東日本 大震災や平成30年7月豪雨など、複数県にわたる派遣が必要な場合にあっては、 危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県の協力を得るものとする。

# 3. 災害対策都道府県連絡本部の設置基準

- (1) 災害対策都道府県連絡本部は、震度 6 弱以上の地震が観測された場合又はそれに 相当する程度の災害が発生したと考えられる場合に設置することとしている。
- (2)近年、豪雨災害によっても甚大な被害が生じ、全国的な広域応援を実施している 現状を踏まえ、大雨特別警報の発表時においても災害対策都道府県連絡本部を設置 するものとする。

#### 4. 全国知事会事務局の業務の代行

- (1) 首都直下地震などにより、全国知事会による調整が困難な場合にあっては、現協 定の実施細目第5条により、関東地方知事会の幹事県等が代行することとなってお り、それでも困難な場合には近畿ブロック知事会の幹事県等が代行することとなっ ている。
- (2) 首都直下地震の発生も危惧される中、今回の改正により協定本則において規定することとする。

\*ほか、必要な規定の整備、文言の整理を行う。